

## (参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年3月25日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村 <sup>※1</sup>	-
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) 結球性葉菜類 (キャベツ等) アブラナ科の花苔類 (ブロッコリー、カリフラワー等) カブ	2市6町3村 <sup>※2</sup>
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、飯館村
	原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町
	くさそて(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鶴川村
雑穀	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町
穀類	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市
	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
	大豆	福島市(旧田野村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧麻塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長治町の区域に限る。)、南相馬市(旧右神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)
水産物	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)
	米 (平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、大田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
肉	水産物41種 <sup>※5</sup>	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	牛の肉 <sup>※6</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、川内村、葛尾村、飯館村
	カルガモの肉	全域
	キジの肉	全域
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、川内村、葛尾村、飯館村
	ノウサギの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字五台原、原町区馬場字横川、原町区馬場字樂施師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、稲葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字五台原、原町区馬場字横川、原町区馬場字樂施師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、稻葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町

※3 福島県広野町、椎葉村、福島市第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町接道、船引町中山字小塙及び字下原、常葉町船田、常葉町小塙及び字下原、常葉町下原、常葉町中字下原、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班から270林班まで、253林班から300林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森原、原町区高倉字枯木森、原町区高倉字五台原、原町区馬場字横川、原町区馬場字樂施師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、稻葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町

※4 アイナ、アカヒレ、アカヒメタラ、イシナギ(稚鮎)、ウシヌバ、ウミタガ、エゾイモナカミ、キテナベ、クロウシタマ。クロウシ、クロクイ、ケムシカゴ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シオウサイフグ、シロメバル、スケウダラ、スズキ、ナガハラ、ニベ、マグマイ、ハラハライ、ヒガラフグ、ヒラマ、ホウウカ、ホウガシ、マアマ、マガレイ、マダラ、マヅガレイ、ムジガレイ、ムラカミ、キタマラサキウニ、サヨリ

※5 該該県において飼養されている牛について、県外への移動(12歳未満の牛の子を除く。)及び畜舎(牛の出荷を差し控えるよう要請)を

※6 該該県において飼養されている牛について、県外への移動(12歳未満の牛の子を除く。)及び畜舎(牛の出荷を差し控えるよう要請)

※7 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、新地町、大玉村、天栄村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年3月25日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
穀類	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他	イノシシの肉	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等**  
(平成25年3月25日 現在)

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしゅう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他		茶 鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
	その他	茶 洪川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶 成田市	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請





原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成25年3月25日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、黒川町 H24.10.30～: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東部村屋燈台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木くりた(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.4.12～: 一関市、奥州市
		H24.4.13～: 鶴鳴田町、佐野町
原木しいたけ(露地栽培)		H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、東石巻市、平泉町、大船町 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町
原木なめこ(露地栽培)		H24.5.10～: 大船渡市、東石巻市 H24.10.23～: 鶴巣高田町
野菜類		H24.10.2～: 一関市、奥州市 H24.10.10～: 一関市、鶴巣高田市、平泉町 H24.10.10～: 東石巻市 H24.10.19～: 奥州市 H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.4.17～: 鶴巣高田町
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 東石巻市 H24.5.15～: 東石巻市
こしあぶら		H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 東石巻市
せり(野生のものに限る。)		H24.5.20～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 一関市、奥州市
ぜんまい		H24.5.18～: 住田町
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.18～: 奥州市、鶴巣高田町
雜穀		H25.1.4～H25.2.4一部解除: 一関市(旧鶴滑村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	H24.11.19～H24.12.2一部解除: 青森市(旧洪茂村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	スズキ クロダイ マダラ イワナ(養殖を除く。)	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.10.29～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H25.1.1解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び若狭川(支流を含む。)
肉	牛の肉 豚の肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.5.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び興津内の北上川のうち下り十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田代ダムの上流、興津ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～: 箕輪川(支流を含む。)
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.5.29～: 順巣市
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.19～: 白石市、角田市 H24.3.15～: 丸森町 H24.4.5～: 谷田町 H24.4.11～: 烏仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 順巣市
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.5.10～: 順巣市、大崎市 H24.4.27～: 大崎市、順巣市
こしあぶら		H24.5.9～: 順巣市 H24.5.9～: 大崎市 H24.5.11～: 烏仙沼市、七ヶ宿町
ぜんまい		H24.5.11～: 烏仙沼市、丸森町 H24.5.17～: 大崎市
雜穀	大豆	H25.1.4～H25.3.15一部解除: 順巣市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	米(平成25年度)	H24.3.19～: 順巣市(旧羽佐村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
水産物	ソバ	H24.11.16～H25.1.1一部解除: 順巣市(旧金森村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	クロダイ	H24.6.28～: 吉被県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社谷半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.18～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、吉被県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社谷半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.12～: 吉被県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社谷半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.1解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のものに限る。)
	ヒガシフグ	H24.5.6～: 吉被県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社谷半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 吉被県内の大川(支流を含む。)及び追田川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.24～: 三泊川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び追田川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、追田川及びその支流並びに瀬川4号堰堤の上流を除く。
	ウグイ	H24.4.22～: 二泊川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び金石川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)
肉	牛の肉	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。
	イソシノの肉	H24.5.28～: 宮城県内の名川川(支流を含む。)
	クマの肉	H24.8.25～: 金城
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.5.10～: 金城
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除: 全県
野菜類		H23.3.21～4.11解除: 全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、桜川市 カキナ バセリ
	タケノコ	H23.3.21～4.11解除: 全県 H24.4.8～: 湖来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～: 石岡市、鹿ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、佐野町、東海村 H24.4.28～: 北浦市、大湊町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉢田市、小美玉市 H24.4.8～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.19～: ひたちなか市、那珂市
	原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉢田市 H23.11.10～: 家原町
	こしあぶら	H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
	イヌイレイ	H24.5.10～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	二ペニ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモリカスベ	H24.4.1～: 最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメイカリナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 鶴ヶ崎、北浦及び外堀湖周辺並びにこれらの範囲に入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)
	キンブナ	H24.4.17～: 鶴ヶ崎、北浦及び外堀湖周辺並びにこれらの範囲に入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)
	ウナギ	H24.5.7～: 鶴ヶ崎、北浦及び外堀湖周辺並びにこれらの範囲に入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イソシノの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシノの肉を除く。)
	茶	H23.3.2～: 以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除: 大字町 H23.6.2～H24.5.2解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除: 鉢田市 H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.5解除: 茅城町 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市

\*[]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成25年3月25日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、猿谷町 H23.3.21～4.22解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.4.2～: 鹿沼市 H24.4.2～: 大田原市 H24.4.15～: 大田原市 H24.4.28～: 大田原市 H24.10.10～: 塩谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.8.13～: 矢板市	
タケノコ	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 桐生市、壬生町	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 桐生市、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 大田原市 H24.4.12～: 大田原市 H24.4.29～: さくら市 H24.8.28～: 壬生町 H24.11.29～: 日光市	
野菜類	H23.1.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.1.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.1～: 志村市、足利市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.1.5～: 宇都宮市 H24.1.8～: 塙谷町 H24.1.9～: 高根沢町 H24.11.14～: 那須後栗市、日光市 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.15～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.1.2～: 鹿沼市 H24.1.8～: 壬生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢野市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.16～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.5.27～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.2～: 那須町 H24.5.2～: 大田原市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢野市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) せんまい(野生のものに限る。) たらのめ(野生のものに限る。) わらび(野生のものに限る。) クリ	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.26解除: 段丘川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、鹿井川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.10～: 佐野川(支流を含む。) H24.8.2～: 那須県内の奥真瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.26解除: 武茂川(支流を含む。)及び那須県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙面ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H23.8.2～H23.8.25～一部解除: 金城(県の定める出荷先・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.12.5～一部解除: 金城(県の定める出荷先・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.1.2～: 金城
その他	茶	H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐生市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21～4.9解除: 全域 H23.3.21～4.9解除: 全域 H24.9.25～: 沼田市、真壁町、塙谷村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 宇都宮市 H24.10.23～: 那須原町 H24.11.13～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 那須川(うち岩槻橋から東京電力株式会社久慈電所至若狭川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び鳴ノ木川(支流を含む。)) H24.4.27～H24.11.9解除: 那須川(支流を含む。) H24.8.8～: 那須川(うち岩槻橋から東京電力株式会社久慈電所至若狭川取水施設までの区間(支流を含む。)及び那須川(支流を含む。)) H24.6.8～H24.11.9解除: 那須川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.10.10～: 金城 H24.9.10～: 金城 H24.11.14～: 金城 H25.1.23～: 金城
その他	茶	H23.8.30～H24.5.28解除: 須生市 H23.6.30～H24.5.28解除: 須生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 桐生町、猪俣町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.1.5～: 塙山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ ショウギク、テンゲンサイ、サンチュ バセリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 柏市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 柏市 H23.4.4～4.22解除: 柏市 H23.4.4～4.22解除: 柏市
タケノコ		
農産物	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 市原市、匝瑳市 H24.4.12～: 桥本町、白子町、八千代市 H24.4.12～: 勝浦市 H24.4.18～: 芦山町 H23.10.11～: 美滨子市、道溝市 H23.11.18～: 道溝市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.5.19～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.12.14～: 霞ヶ浦市
水産物	キンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18～一部解除: 金城(県の定める出荷先・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～: 沼田市 H23.6.2～H24.1.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 鹿沼市 H23.8.2～H24.5.22解除: 小街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
栃木県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.2解除: 南足柄市 H23.6.2～9.1解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.1解除: 爰川町、清川村 H23.6.23～10.2解除: 相模原市 H23.6.27～10.2解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.0解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 遠河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 全域(佐渡市及び糸島浦周辺を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鶴井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、南牧村 H24.10.1～: 佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成25年3月25日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
野菜	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～5.4解除: いわき市	
	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	<b>H23.4.13～: 館館村</b>	
	<b>H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>	
キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H23.9.15～: いわき市、棚倉町</b>	
	<b>H23.9.20～: 南相馬市</b>	
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除: <b>H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</b>	
	<b>H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b>	
肉 イノシシの肉	<b>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>	

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象